

社会福祉法人頓野児童福祉会 評議員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人頓野児童福祉会の評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう評議員等とは、評議員及び理事、監事をいう。

2 本規定でいう役員とは、理事長及び理事、監事をいう。

3 報酬とは、法人と委任関係にある評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

4 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費であり、報酬とは明確に区分されるものとする。

(評議員の対象業務)

第3条 評議員の報酬の対象となる業務は、評議員会への出席、及び、評議員の機能にかかる業務に関するものとする。

(役員の対象業務)

第4条 役員報酬の対象となる業務は、理事会等の機関会議への出席及び人事労務、財政、運営等法人の業務執行に関するものとする。

(報酬)

第5条 報酬は以下のとおりとする。

- | | |
|----------------|---------|
| ① 3時間まで | 3,000円 |
| ② 3時間を超えて6時間まで | 7,000円 |
| ③ 6時間を超える時間 | 10,000円 |

(報酬の支払い)

第6条 報酬の支払いは、現金で支払うものとする。

(出張旅費)

第7条 評議員等が法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人頓野児童福祉会旅費規程に準じて旅費等を支給することができる。

(費用弁償の支給)

第8条 評議員等がその職務執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

(公表)

第9条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(適用除外)

第10条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第11条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、2017年6月22日から施行する。

2020年6月25日 一部改正施行